

平成29年6月18日制定

役員等報酬規程

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会

役員等報酬規程

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 東京聴覚障害者福祉事業協会の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、毎月25日とする。ただしその日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- (2) 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した月分を合計して、翌月25日の口座振込の方法で支給する。
- (3) 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報

酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月18日より施行する。

別表1 役員等の報酬

(源泉徴収前の金額)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	2, 2 2 7 円
上記の他、法人及び施設等の業務のための出勤	2, 2 2 7 円

(2) 理事長

	月 額
月額報酬支払	3 0, 0 0 0 円

(3) 理 事

	日 額
理事会等会議への出席	2, 2 2 7 円
上記の他、法人及び施設等の業務のための出勤	2, 2 2 7 円

(4) 監 事

	日 額
監事監査等への出席	3, 3 4 1 円
上記の他、法人及び施設等業務のための出勤	3, 3 4 1 円

但し交通費は別途実費弁償とする。